

訓子府町国民保護計画 資料編

令和2年4月末現在

目 次

訓子府町国民保護協議会条例・・・・・・・・・・・・・・・・	1
訓子府町国民保護対策本部及び訓子府町緊急対処事態対策本部条例・・	2
訓子府町国民保護協議会委員・・・・・・・・・・・・・・・・	3
関係機関の連絡先・・・・・・・・・・・・・・・・	4
訓子府町要図・市街地図・・・・・・・・・・・・・・・・	6
訓子府町の道道、町道（１級）一覧・・・・・・・・・・	8
訓子府町の町内会、実践会別、男女別・人口・世帯数・・・・・・・・	9
訓子府町の一時避難所及び収容施設・・・・・・・・・・	10
訓子府町の協定一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	12

訓子府町国民保護協議会条例

(要旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、訓子府町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員は、20人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務の代理)

第3条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、町長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会長への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表1中「防災会議委員」の項の次に次の項を加える。

「	国民保護協議会委員	〃 7,000 円	〃	
				」

訓子府町国民保護対策本部及び訓子府町緊急対処事態対策本部条例

(要旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条（法第183条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、訓子府町国民保護対策本部及び訓子府町緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、訓子府町国民保護対策本部（以下「本部」という。）の事務を総理する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(班)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき本部員その他の職員は、本部長が定める。

3 班にそれぞれ班長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に国民保護現地対策本部長（以下「現地対策本部長」という。）、国民保護現地対策副本部長（以下「現地対策副本部長」という。）、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長の指名する者がこれに当たる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

3 現地対策副本部長は、現地対策本部長を補佐する。

4 第4条の規定は、現地対策本部について準用する。

(本部長への委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、訓子府町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

訓子府町国民保護協議会委員名簿

(R2.4.1 現在)

	委員区分	所属機関	役職名
1	会 長	訓子府町	町長
2	1号委員	北海道開発局網走開発建設部	北見河川事務所長
3	2号委員	陸上自衛隊美幌駐屯地	第6普通科連隊長
4	3号委員	オホーツク総合振興局	地域創生部 地域政策課主幹
5		オホーツク総合振興局網走建設管理部北見出張所	北見出張所長
6		オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室	北見地域保健室長
7		北海道警察	北見警察署長
8		北海道警察	訓子府駐在所長
9	4号委員	訓子府町	副 町 長
10	5号委員	訓子府町教育委員会	教育長
11		北見地区消防組合消防署訓子府支署	支署長
12	6号委員	訓子府町	建設課長
13		訓子府町	福祉保健課長
14	7号委員	日本郵便株式会社	訓子府郵便局長
15		東日本電信電話(株)北海道東支店	北見営業支店長
16	8号委員	北見地区消防組合訓子府消防団	団 長
17		町内会連絡協議会	会 長
18		実践会連絡協議会	会 長
19		防犯協会	会 長

※委員区分については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第40条の規程に基づいています。

- ・第1号委員…指定地方行政機関のうちから町長が任命する者
- ・第2号委員…自衛隊に所属する者のうちから町長が任命する者
(任命に当たって防衛大臣の同意を得た者)
- ・第3号委員…北海道職員及び北海道警察官のうちから町長が任命する者
- ・第4号委員…副町長
- ・第5号委員…町教育委員会の教育長及び北見地区消防組合訓子府支署長
- ・第6号委員…町長が町の職員のうちから氏名する者
- ・第7号委員…指定公共機関及び指定地方公共機関の役職員のうちから町長が任命する者
- ・第8号委員…国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者のうちから町長が任命する者

○関係機関の連絡先

関係指定行政機関及び関係地方行政機関等（自衛隊含む）

名 称	所在地	電話番号 FAX 番号	備考
網走開発建設部	網走市新町 2 丁目 6-1	TEL 0152-44-6171 FAX 0152-45-3269	
網走開発建設部 北見河川事務所	北見市田端町 71	TEL 0157-23-6118 FAX 0157-25-1299	
陸上自衛隊美幌駐屯地	美幌町字田中	0152-73-2114 (内線 280)	

関係道機関

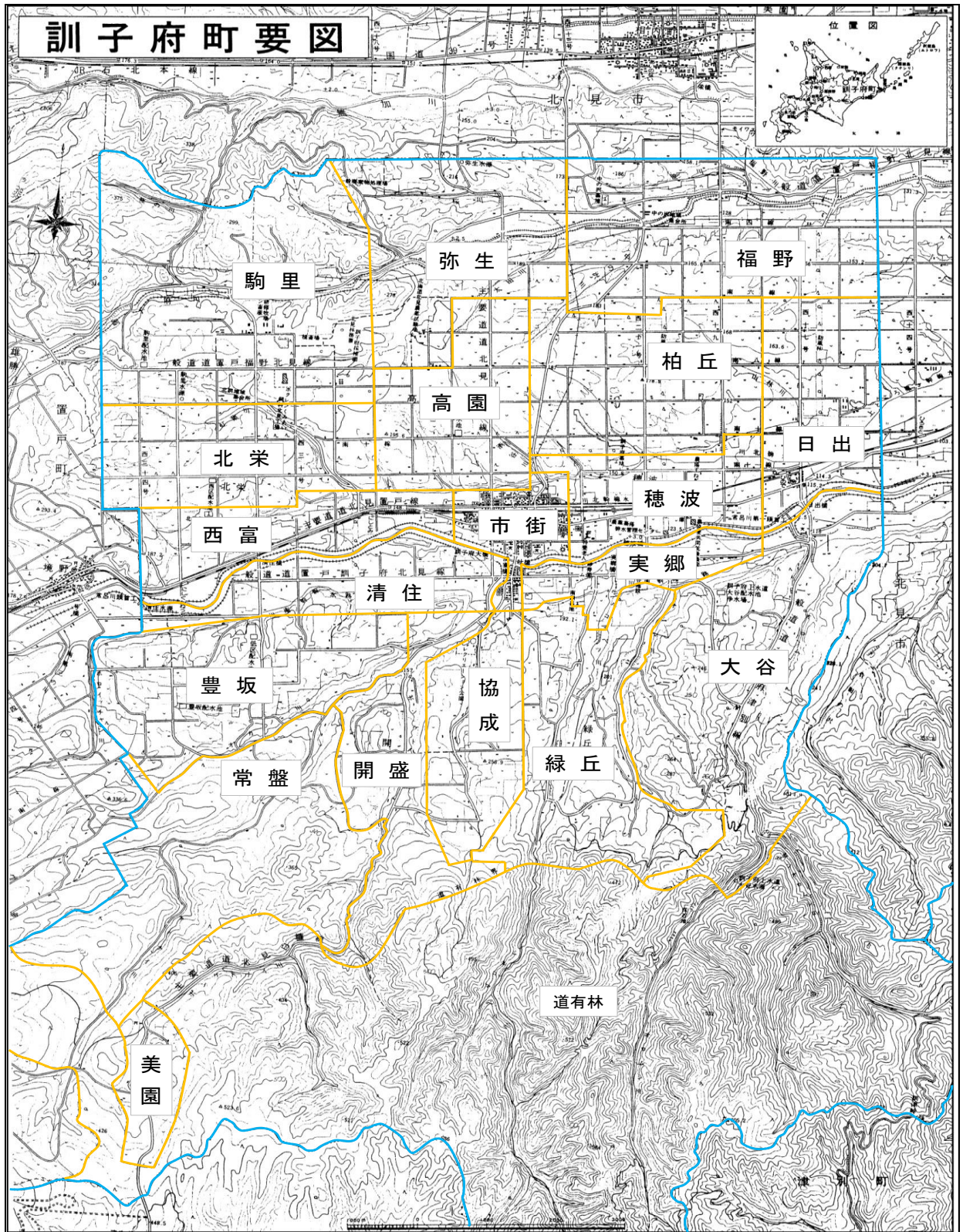
名称	住所	電話番号 F A X 番号	備考
北海道	札幌市中央区 北 3 条西 6 丁目	TEL 011-213-4111 (内線 22-583) FAX 011-231-4314	総務危機 対策本部
オホーツク総合振興局 地域創生部	網走市北 7 条西 3 丁目	TEL 0152-44-0620 FAX 0152-47-7261	地域 政策課
オホーツク総合振興局 網走建設管理部	網走市北 7 条西 3 丁目	TEL 0152-41-0707 FAX 0152-43-4953	
オホーツク総合振興局 網走建設管理部 北見出張所	北見市緑ヶ丘 46-5	TEL 0157-25-7311 FAX 0157-25-7408	
オホーツク総合振興局 保健環境部 北見地域保健室	北見市青葉町 6-6	TEL 0157-24-4171 FAX 0157-24-4199	
北見警察署	北見市青葉町 6-1	TEL 0157-24-0110 FAX 0157-61-2712	警備課
北見警察署	訓子府町栄町 31	TEL 0157-47-2410 FAX 0152-43-4953	訓子府 駐在所

関係市町機関

名称	住所	電話番号 F A X 番号	備考
北見地区消防組合	北見市寿町 2 丁目 1-28	TEL 0157-25-1515 FAX 0157-24-8155	
北見地区消防組合訓子府 支署	訓子府町元町 10	TEL 0157-47-2419 FAX 0157-47-4644	
北見市	北見市桜町 2 丁目 9 - 1 桜町仮庁舎	TEL 0157-25-1171 FAX 0157-25-6932	
置戸町	置戸町字置戸 181	TEL 0157-52-3311 FAX 0157-52-3353	
津別町	津別町字幸町 41	TEL 0152-76-2151 FAX 0157-76-2976	
陸別町	陸別町字陸別 東 1 条 3 丁目 1	TEL 01562-7-2141 FAX 01562-7-2797	

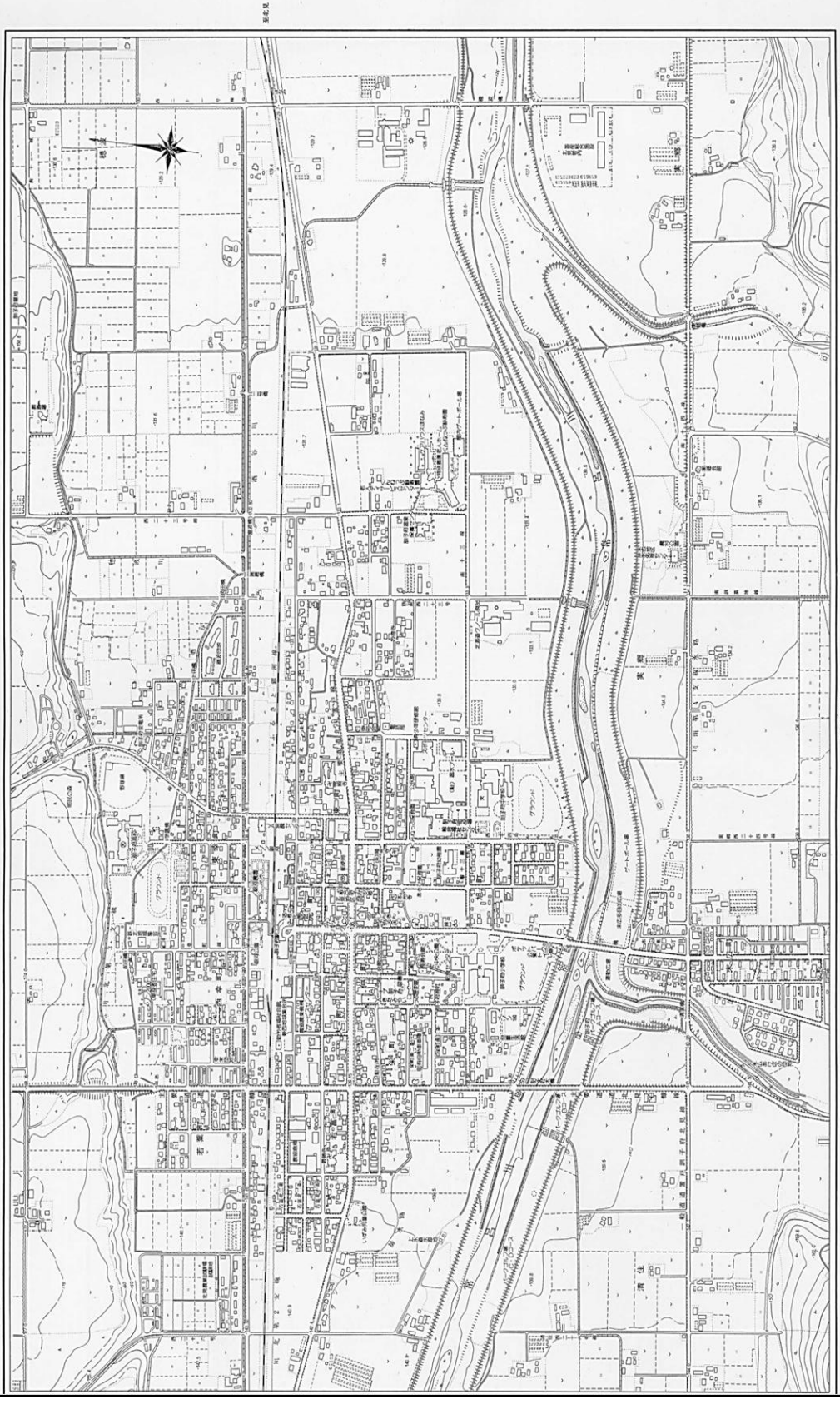
その他の機関

名称	住所	電話番号	備考
N T T 東日本北海道東 支店北見営業支店	北見市中央町 2 - 1 8	TEL 0157-21-2250 FAX 0157-66-2045	
訓子府郵便局	訓子府町元町 2 1 番地	TEL 0157-47-2160 FAX 0157-47-4563	
訓子府クリニック	訓子府町東町 3 8 3 番地 2	TEL 0157-47-3311	



訓子府市街図

1:8,000



国土地院出版 地籍部 27 冊

1:8,000

○道道、町道（１級）一覧（第１編第４章関係）

道路区分	路線番号・路線名	町内実延長 (m)	備 考
道道	1050 北見置戸線	11,070	実延長 23,398 m
	1143 北見白糠線	20,951	実延長 65,388 m
	3261 置戸福野北見線	10,246	実延長 24,091 m
	3335 訓子府停車場線	141	実延長 141 m
	3494 訓子府津別線	12,190	実延長 32,903 m
	3986 置戸訓子府北見線	11,416	実延長 24,450 m

道路区分	路線番号・路線名	１級路線 実延長(m)	備 考
町道（１級）	16 末広線	831.40	
	19 南13線	1,307.10	
	29 鉄南西22号線	380.59	実延長 458.04 m
	39 相内線	5,840.31	実延長 6,493.81 m
	64 カクレ沢線	5,463.86	
	75 西17号線	5,303.34	
	86 駒里南9線	172.97	実延長 3,311.83 m
	88 北栄南11線	3,301.56	
	91 西33号線	3,345.05	実延長 3,716.20 m
	93 西31号線	1,924.65	実延長 4,668.25 m
	95 北栄線	2,283.51	
	108 南5線	5,517.93	実延長 5,896.75 m
	112 南8線	5,546.50	
	122 西21号線	3,324.25	実延長 4,988.38 m
	124 美園線	2,738.55	実延長 10,596.68 m
	129 緑丘線	560.66	実延長 4,456.96 m
	132 緑丘大谷線	2,402.30	実延長 4,572.24 m
	133 シルコマンベツ線	5,225.22	実延長 5,225.22 m
	143 豊坂線	5,803.18	
	157 南訓線	4,685.80	

人口の分布（第1編第4章関係）

○地区別、男女別人口、世帯数

（令和2年4月30日現在）

町内会					実践会				
地区名	人口			世帯数	地区名				世帯数
	男	女	計			男	女	計	
東幸町	249	279	528	227	穂波	118	153	271	154
西幸町	136	119	255	143	柏丘	103	100	203	60
東町	220	284	504	235	日出	69	76	145	52
元町	36	41	77	45	大谷	47	36	83	29
旭町	106	117	223	106	実郷	65	52	117	37
大町	63	68	131	57	緑丘	37	42	79	29
仲町	※行政区 平成30年4月に栄町と合併				協成	19	16	35	16
栄町	95	102	197	99	開盛	20	11	31	13
若富町	96	106	202	103	美園	※行政区 平成元年4月に常盤と合併			
若葉町	99	97	196	98	常盤	7	8	15	6
未広町	152	202	354	180	豊坂	31	30	61	22
日出町	108	126	234	107	清住	74	77	151	50
小計	1,360	1,541	2,901	1,400	西富	70	69	139	40
					北栄	55	63	118	32
					駒里	46	39	85	27
					弥生	39	44	83	25
					農試	16	8	24	16
					福野	84	81	165	50
					高園	66	69	135	38
					小計	966	974	1,940	696
					合計	2,326	2,515	4,841	2,096

避難指定施設一覧（第2編第2章関係）

○指定緊急避難場所

No	施設名	所在地	受入、救護 可能面積 (㎡)	収用可能 人数(人)	備 考
1	中央公園	仲町 61 番地	5,620	500	
2	認定こども園 グラウンド	旭町 75 番地	4,000	500	
3	訓子府小学校 グラウンド	仲町 64 番地 1	14,844	2,000	
4	訓子府中学校 グラウンド	東町 411 番地	22,101	2,000	
5	公民館駐車場	東町 400 番地	7,000	500	
6	スポーツセンター 駐車場	東町 400 番地	900	500	
7	農村公園	東幸町 1, 2 番地 西幸町 15 番地	6,748	500	
8	訓子府高等学校 グラウンド	東幸町 151 番地	18,513	2,000	
9	末広地域集会所	末広町 149 番地	1,000	300	屋外
10	居武士小学校 グラウンド	大谷 5 番地 2	8,000	1,000	
11	日ノ出地区 ふれあいセンター	日出 28 番地 83	5,000	500	屋外
12	児童センターグラウ ンド	栄町 147	2,000	2000	
13	仲町公共駐車場	仲町 50、51 番地	3,000	1,500	

○指定避難所

No	施設名	所在地	受入、救護 可能面積 (㎡)	収用可能 人数(人)	備 考
1	訓子府中学校	東町 410 番地	5,782	1,000	
2	訓子府小学校	仲町 65 番地	5,601	1,000	
3	居武士小学校	大谷 5 番地 2	1,874	350	
4	訓子府高等学校	東幸町 157 番地	4,313	1,000	
5	公民館	東町 400 番地	2,585	500	
6	スポーツセンター	東町 400 番地	2,932	1,500	

○協定一覧

協定等の当事者		協定書名	締結日
訓子府町	訓子府郵便局	災害時における訓子府郵便局と訓子府町の協力に関する協定書	H10. 5. 1 H20. 6. 16 再協定 H26. 6. 1 更新
訓子府町 (道東 11 市町)	日本水道協会 北海道地方支部	日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会災害時相互応援に関する協定書	H11. 4. 1
訓子府町	生活共同組合 コープさっぽろ	災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定書	H18. 3. 28 H26. 6. 20 協定 効力継続承認
訓子府町 (北海道市長会 ・北海道町村会)	北海道	「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定書」及び「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目」	H20. 6. 10
訓子府町	訓子府建設業 協会	災害時における応急対策業務に関する協定書	H20. 3. 27
訓子府町	サントリーフーズ(株)北海道支社	災害時における飲料の提供等に関する協定書	H21. 7. 21
訓子府町	北海道コカ・コーラボ トリング(株)	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	H21. 7. 16
訓子府町	北海道エルピー ガス対策協議会	災害時における発生時における訓子府町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定書	H22. 8. 30
訓子府町	(財)北海道電気 保安協会	災害時協力協定書	H22. 9. 22
訓子府町 (オホーツク町村 会)	(社)北見歯科 医師会	災害時における歯科医療救活動に関する協定書	H25. 2. 7
訓子府町	北見地方石油業 協同組合	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書	H25. 4. 1
訓子府町	高知県津野町	姉妹町災害時等相互応援協定書	H25. 10. 22
訓子府町	一般社団法人 北見地区トラッ ク協会	緊急時における輸送業務に関する協定書	H29. 7. 18
訓子府町	明治安田生命保 険相互会社釧路 支社	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	R1. 11. 5

